

賞金等の取扱規程

(目的)

第1条 本規程は、本登録競技者が競技会等で受領する賞金及び自らの氏名・肖像等の使用許諾その他の方法で商業・宣伝活動に関与して受領する出演料、契約金、許諾料、協力金、広告料等の金銭に関し、競技者資格規程適用上の取扱いを定めるものである。

(競技会等の賞金等)

第2条 登録競技者が、次の競技会等で賞金・賞品を授与される場合、当該賞金・賞品等は、当該競技者が受領できるものとする。ただし、(1)から(4)の競技会の賞金額の10%に相当する金額は、管理料として本連盟において控除するものとする。

- (1) 国際スケート連盟 (ISU) 又はアジアスケート連盟の主催競技会等
 - (2) 本連盟が参加を認めた国際競技会等
 - (3) 本連盟が主催又は主管する競技会等
 - (4) 加盟団体の主催又は主管する競技会で本連盟が承認した競技会等
 - (5) 本連盟登録競技者が公的機関または企業等から本連盟が承認した表彰等によって授与された場合
- 2 前項の競技会等の団体競技において、賞金・賞品を受ける成績を収めた場合、当該競技に参加した各競技者が、賞金額を参加競技者数で除した金額を受領する（賞金が複数の競技会を通じた総合成績に対して与えられる場合は、当該競技の強化部長において、各競技会の成績の総合成績への寄与度を考慮し、賞金額を各競技会に割り当てた上、各競技会の割当金額を参加競技者数で除するものとする。）。賞品の取扱いについては、当該競技会の強化部長において決するものとする。

(JOC事業への協力)

第3条 登録競技者が、本連盟を介して、日本オリンピック委員会の事業に協力した場合、肖像権使用都度料・協力金・契約料等の対価は、当該登録競技者が受領できるものとする。ただし、肖像権使用都度料・協力金・契約料の10%に相当する金額は、管理料として本連盟において控除する。

(肖像等の使用に対する承認)

第4条 登録競技者は、本連盟の事前の承認を得ずに次の各号のいずれかに該当する行為をした場合、競技者資格規程第3条(1)又は(4)に該当するものとする。

- (1) 金銭等の対価を得てスケートを行うこと
 - (2) 商業・宣伝のための広告に出演し、又は自らの氏名・肖像の使用を許諾すること（官公庁・公益法人の公報宣伝活動への出演・許諾が有償である場合を含む。）
 - (3) 営利を目的とした出版物について、自らの氏名・肖像の使用を許諾し、又は著者・監修者等として内容の主要部分に関与すること
 - (4) 受講者又は聴衆から料金を收受する講習会又は講演会においてスケート競技に関する講習又は講演を行うこと（自ら主催する場合のほか、主催者から講習料又は講習料を受け取る場合を含む。）
 - (5) 営利を目的としたイベント又は映像コンテンツに、スケート競技者として出演又は参加すること
 - (6) スポンサー料等の対価を得て当該競技者の所属する団体・法人以外の事業者の名称・商標等をユニフォームその他競技場内で着用する衣服に掲出すること（本連盟が個別の登録競技者を支援する事業者との間で、当該競技者の競技活動費用とする目的とした協力金を受ける場合を除く。）
 - (7) ソーシャルネットワークサービスを利用して広告料等を收受する目的で、当該競技者がスケートをする映像又は画像を公開すること
 - (8) スケート競技に関する目的を示して、クラウドファンディングを通じて資金調達を行うこと
- 2 前項の本連盟の承認は、前項(1)から(5)までについては理事会の決議により、(6)から(8)までについては、当該競技者の登録種別に応じて、スピード部委員会又はフィギュア部委員会の決議によるものとする。
- 3 前項の承認を得た登録競技者は、本連盟に対し、次の各号に定める金額を上限とし本連盟が定める承認料を納付するものとする。
- (1) 前項(1)から(5)までに該当する場合 契約で定められた対価の10%に相当する金額
 - (2) 前項(6)から(8)までに該当する場合 当該競技者が、各年7月1日から翌年6月30日までの間に、事業者の名称・商標等を掲出する契約によって受け取るスポンサー料等の金額、ソーシャルネットワークサービスを利用して広告料等の金額及びクラウドファンディングを通じて調達した資金の金額の合計額のうち500万円を超える部分の10%に相当する金額
- 4 第1項の承認を受けた競技者が、前項の承認料を納付せず（承認料の金額を算定するために必要な事実の報告をしない場合を含む。）、又は本連盟が承認に付した条件を遵守しなかった場合、競技者資格規程第3条(1)又は(2)の行為を、承認を受けずにしたものとみなす。

（マネジメント契約）

第5条 登録競技者は、第3条第1項(1)から(3)までの活動を行うため、マネジメント契約を締結する場合には、前項の承認係る手続を支障なく行う観点から、契約内容について、事前に本連盟法規部の確認を受けるものとする。

(その他)

第6条 この規程に属さない内容の場合は、その都度本連盟理事会で協議し決定する。

平成 3年 4月 1日施行

平成 9年 1月 1日改正

平成13年 3月28日改正

平成16年 4月23日改正

平成23年 7月20日改正

平成24年 7月 2日改正

令和 2年 5月20日改定